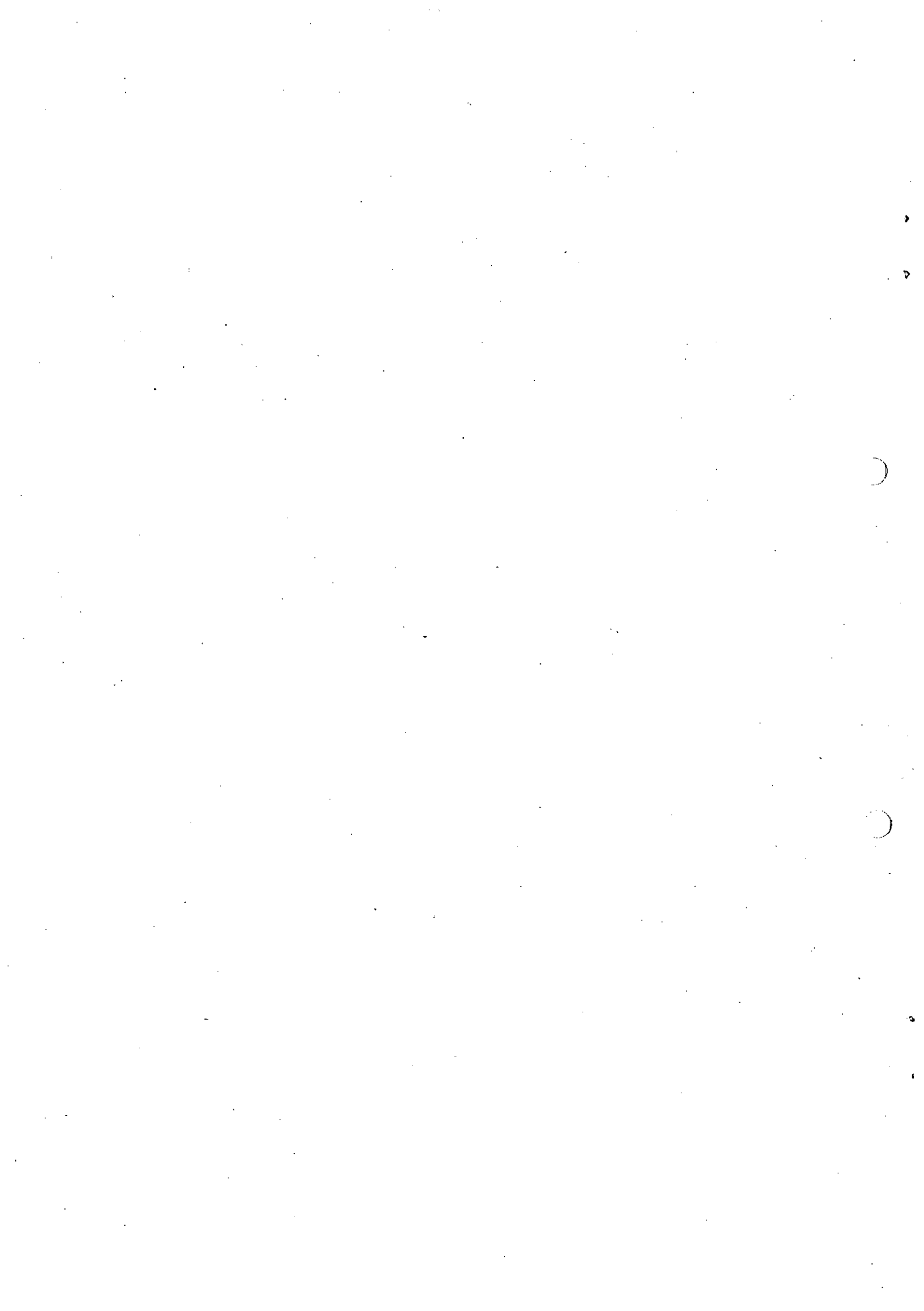


農村をめぐる現状と課題

平成13年3月
農林水産省



目 次

1	農村をめぐる現状と課題	1
	(1) 農村の人口動向	1
	(2) 土地利用の推移	3
	(3) 農業集落の動向	7
	(4) 中山間地域の動向	9
	(5) 農業・農村に対する国民の期待	11
2	食料・農業・農村基本法	15
3	農村の振興に関する施策	19
	(1) 農村の総合的な振興	21
	(2) 中山間地域等の振興	23
	(3) 都市と農村の交流	27

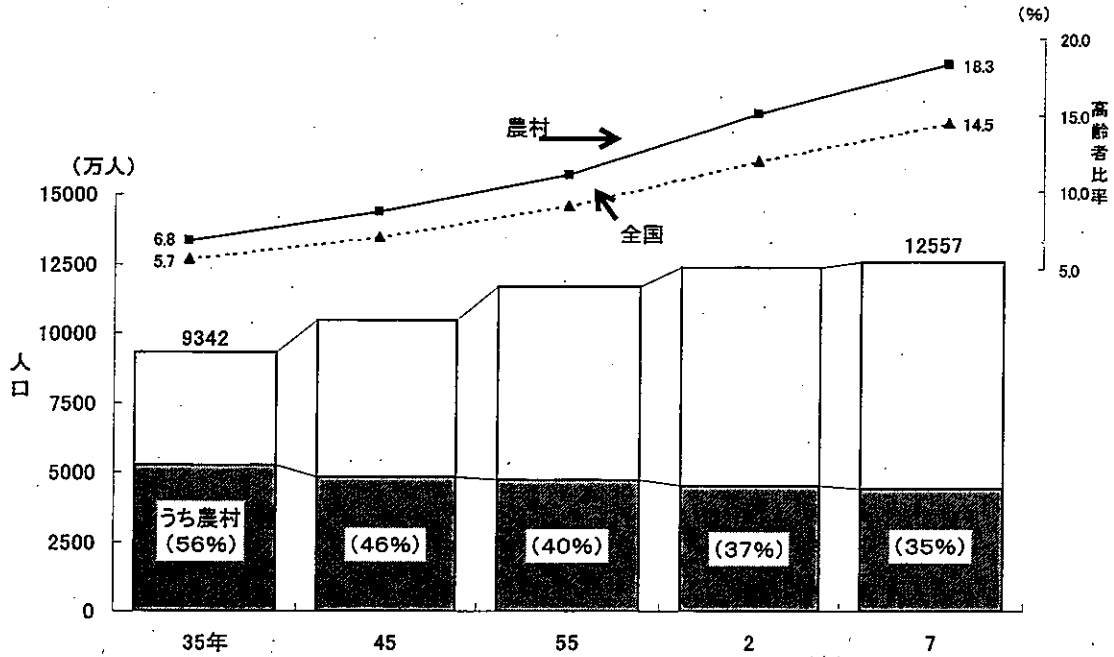
1 農村をめぐる現状と課題

(1) 農村の人口動向

○ 農村は、農業生産の場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあるが、近年、若年人口の都市への流出等により、過疎化と高齢化・少子化が進行し、地域全体の活力が低下してきている。

○ 農村の人口が一貫して減少し続けているなかで、農村においては、我が国全体よりも高齢化が約10年先行している。特に農家においては、我が国全体よりも約20年先行している。

○ 農村の人口と高齢者比率の推移

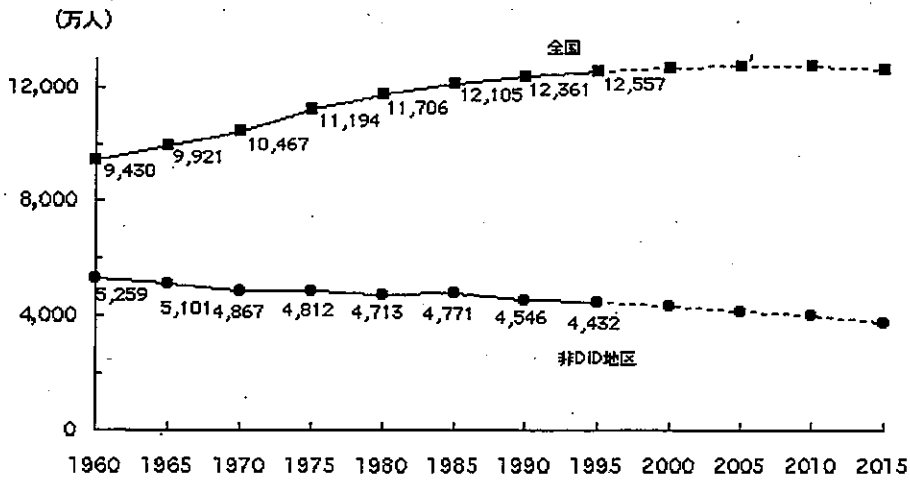


資料：総務庁「国勢調査」

注1：高齢者比率 = (65歳以上人口 / 総人口) × 100

注2：農村とは、人口集中地域 (D I D地域) 以外の区域としている。

○ 農村の人口の推移と見通し



資料：総務庁「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1997年1月)

注1：非D I D地区の2000年以降の数値は、農林水産省による試算

注2：農村とは、人口集中地域 (D I D地域) 以外の区域としている。

○ 高齢者 (65歳以上) 人口比率の推移

(単位：%)

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年
総人口	6.3	7.9	10.3	14.5
非D I D地区人口	7.6	9.7	12.6	18.3
農家人口	9.8	13.7	17.1	24.7

資料：総務庁「国勢調査」、農林水産省「農業センサス」

注：高齢者人口比率とは、全人口のうち65歳以上人口の占める割合である。

(2) 土地利用の推移

- 土地利用の全国的動向は、宅地等非農業的土地需要が依然として強く、宅地（住宅地及び工業用地等）面積は増加している一方、農業生産における最も基礎的な資源である農地については、昭和36年をピークに減少に転じ、宅地等への転用、耕作放棄等により面積が減り続けている。

○ 国土利用の推移

(単位:万ha, %)

区分 地目	昭和50年			昭和60年			平成8年			平成9年			平成10年		
	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏
1 農用地	576 (15.3)	81 (15.2)	495 (15.3)	548 (14.5)	73 (13.6)	476 (14.7)	508 (13.4)	65 (12.1)	443 (13.7)	504 (13.3)	65 (12.1)	439 (13.5)	499 (13.2)	64 (11.9)	435 (13.4)
農地	557 (14.8)	80 (15.0)	477 (14.7)	538 (14.2)	72 (13.4)	466 (14.4)	500 (13.2)	65 (12.1)	435 (13.4)	495 (13.1)	64 (11.9)	431 (13.3)	491 (13.0)	63 (11.7)	427 (13.2)
採草放牧地	19 (0.5)	1 (0.0)	18 (0.6)	10 (0.3)	0 (0.0)	10 (0.3)	9 (0.2)	0 (0.0)	8 (0.2)	8 (0.2)	0 (0.0)	8 (0.2)	8 (0.2)	0 (0.0)	8 (0.2)
2 森林	2,529 (67.0)	324 (60.7)	2,205 (68.0)	2,530 (67.0)	323 (60.3)	2,207 (68.1)	2,513 (66.5)	318 (59.2)	2,195 (67.7)	2,512 (66.5)	318 (59.2)	2,194 (67.7)	2,511 (66.4)	317 (59.0)	2,194 (67.7)
3 原野	43 (1.1)	1 (0.2)	42 (1.3)	31 (0.8)	1 (0.2)	30 (0.9)	26 (0.7)	0 (0.0)	26 (0.8)	26 (0.7)	0 (0.0)	25 (0.8)	26 (0.7)	0 (0.0)	25 (0.8)
4 水面・河川・水路	128 (3.4)	18 (3.4)	110 (3.4)	130 (3.4)	18 (3.4)	112 (3.5)	133 (3.5)	19 (3.5)	113 (3.5)	133 (3.5)	19 (3.5)	114 (3.5)	133 (3.5)	19 (3.5)	114 (3.5)
5 道路	89 (2.4)	19 (3.6)	70 (2.2)	107 (2.8)	23 (4.3)	84 (2.6)	122 (3.2)	25 (4.7)	96 (3.0)	123 (3.3)	26 (4.8)	97 (3.0)	124 (3.3)	26 (4.8)	98 (3.0)
6 宅地	124 (3.3)	43 (8.1)	81 (2.5)	150 (4.0)	51 (9.5)	99 (3.1)	172 (4.6)	58 (10.8)	115 (3.5)	174 (4.6)	58 (10.8)	116 (3.6)	176 (4.7)	59 (11.0)	117 (3.6)
住宅地	79 (2.1)	26 (4.9)	53 (1.6)	92 (2.4)	31 (5.8)	61 (1.9)	103 (2.7)	35 (6.5)	69 (2.1)	105 (2.8)	35 (6.5)	70 (2.2)	106 (2.8)	35 (6.5)	70 (2.2)
工業用地	14 (0.4)	6 (1.1)	8 (0.2)	15 (0.4)	6 (1.1)	9 (0.3)	17 (0.4)	6 (1.1)	11 (0.3)	17 (0.4)	6 (1.1)	11 (0.3)	17 (0.4)	6 (1.1)	11 (0.3)
その他の宅地	31 (0.8)	11 (2.1)	20 (0.6)	44 (1.2)	15 (2.8)	29 (0.9)	52 (1.4)	17 (3.2)	35 (1.1)	53 (1.4)	17 (3.2)	36 (1.1)	53 (1.4)	17 (3.2)	36 (1.1)
7 その他	286 (7.6)	48 (9.0)	238 (7.3)	282 (7.5)	47 (8.8)	234 (7.2)	304 (8.0)	52 (9.7)	254 (7.8)	306 (8.1)	51 (9.5)	257 (7.9)	310 (8.2)	52 (9.7)	259 (8.0)
合計	3,775 (100.0)	534 (100.0)	3,241 (100.0)	3,778 (100.0)	536 (100.0)	3,242 (100.0)	3,778 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)	3,778 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)	3,779 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)

資料：国土庁調べによる。

注1：道路は、一般道路、農道及び林道である。

2：数値は、国土庁が既存の各種の統計を基に推計したものである。

3：()内は、地域ごとの合計の面積に占める割合である。

4：地域区分は、次による。

三大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、
兵庫、奈良の1都2府8県

地方圏：三大都市圏を除く地域

○ 農地面積の推移

(単位:万ha)

年次	昭35	36	40	50	60	H8	9	10	11	12
農地面積	607	609	600	557	538	499	495	491	487	483
拡張面積	2.9	2.7	3.4	4.6	1.9	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
かい廃面積	3.4	3.6	7.0	8.9	3.6	4.8	4.8	4.6	4.3	4.0

約40年間で 拡張 約110万ha
かい廃 約230万ha
合計 約120万ha減少 (約2割減)

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

- さらに、近年、耕作放棄地が増加するとともに、耕地利用率も低下しており、農業上の土地利用と他の利用との調整に留意した、総合的な農村振興が求められているところである。

○ 耕作放棄地

(単位：万ha)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
耕作放棄地	9.7	15.1	16.2	21.0
うち中山間地域	5.3	8.4	8.7	11.1

資料：農林水産省「農業センサス」

注1：「耕作放棄地」とは、過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。

注2：中山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標による「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域としている。

○ 耕作利用率

(単位：%)

	昭和31年	昭和44年	昭和60年	平成11年
耕作利用率	137.6	116.4	105.1	94.4

資料：農林水産省「耕作及び作付面積調査」

注：耕作利用率は、耕作面積に対する作付延べ面積の割合である。

(3) 農業集落の動向

- 農業集落へ非農家が流入したことや高齢化等による農家の離農等により農家率の低下（混住化）や集落規模の拡大が進行し、それらを踏まえた地域ぐるみの農業集落機能の維持が課題である。

○ 農家率別農業集落数の推移

(単位：集落、%)

	農 家 率					計
	10%未満	10~30	30~50	50~80	80%以上	
昭和45年	4,854 (3.4)	12,506 (8.8)	13,455 (9.4)	39,215 (27.5)	72,669 (50.9)	142,699 (100)
55年	14,418 (10.1)	18,813 (13.2)	17,193 (12.1)	41,886 (29.4)	50,067 (35.2)	142,377 (100)
平成2年	21,285 (15.2)	22,988 (16.4)	22,014 (15.7)	46,279 (33.0)	27,556 (19.7)	140,122 (100)
12年	26,546 (19.6)	28,651 (21.2)	26,783 (19.8)	40,463 (29.9)	12,736 (9.4)	135,179 (100)
増減率(12/2)	24.7	24.6	21.7	▲ 12.6	▲ 53.8	▲ 3.5
都市的地域	13.9	▲ 14.0	▲ 21.2	▲ 42.4	▲ 67.9	▲ 6.7
平地農業地域	74.3	50.3	27.7	▲ 18.2	▲ 53.7	▲ 0.8
中間農業地域	39.5	40.6	32.8	▲ 5.4	▲ 53.7	▲ 3.1
山間農業地域	36.9	42.7	30.7	▲ 4.7	▲ 51.5	▲ 4.7

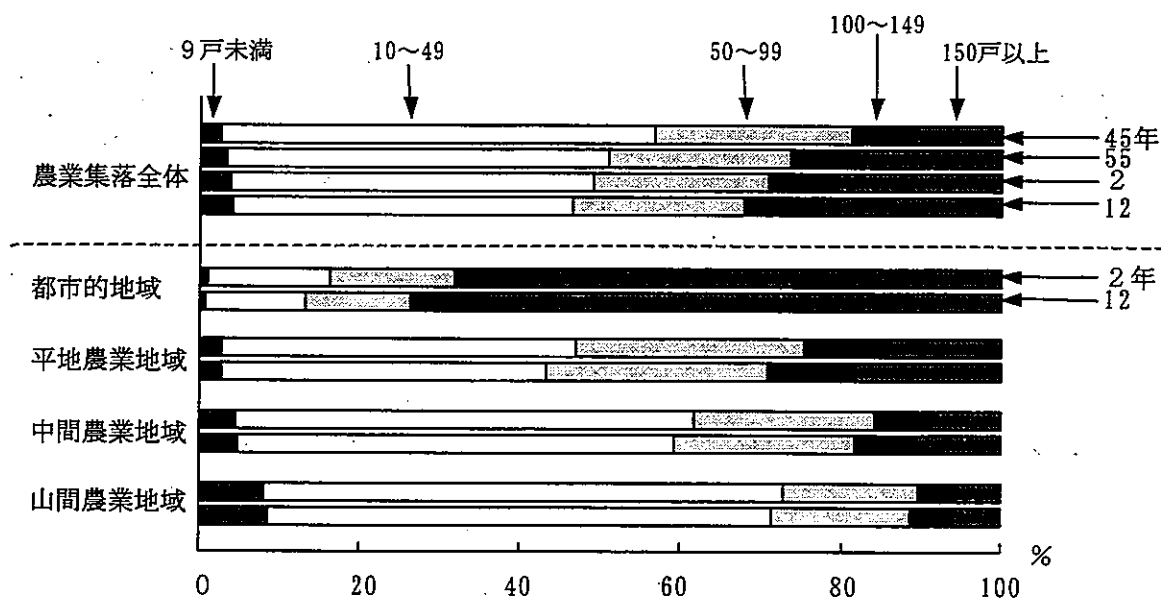
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 下段()内は、構成比率(%)である。

2) 農業集落とは、市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。

3) ここでいう農家とは、経営耕地面積が10a以上(60年以前の旧定義では西日本5a以上)の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても年間の農産物総販売金額が15万円以上(60年以前の旧定義では10万円以上)あった世帯のことである。

○ 総戸数規模別農業集落数の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

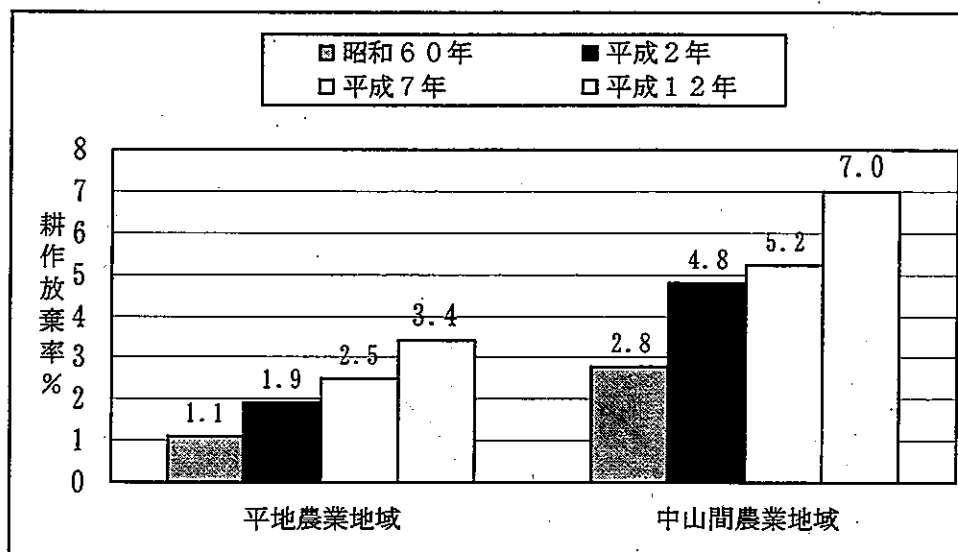
○ 中山間地域の概要

	地域の概要					農業の概要			
	総面積 (H11) (万ha)	総市町 村数 (H13)	総人口 (H8) (万人)	人口自然 減市町村 数 (H8)	高齢者比 率 (H7) (%)	農業粗生 産額(H11) (億円)	農業就業 人口(H12) (万人)	耕地面積 (H12) (万ha)	耕作放棄 地率(H 12) (%)
全国①	3,729	3,228	12,526	1,973	14.5	94,718	389	483	5.1
中山間 地域②	2,528	1,753	1,762	1,449	21.7	34,661	149	200	7.0
②/① (%)	68	54	14	73	-	37	38	41	-

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務庁「国勢調査」、自治省「全国人口・世帯数表動態調査」、農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」

注：中山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標による「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域としている。

○ 耕作放棄の増加



資料：農林水産省「農業センサス」

注1：「耕作放棄地」とは、調査日以前1年以上作付けをせず、今後数年の間再び耕作する意志のない土地をいい、耕地に含まれない。

耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)

(5) 農業・農村に対する国民の期待

ア 農村の有する魅力

- 農村には、都市にはない清浄な水や空気、平場や山間の農地が周囲の山々や水辺との調和により形成する美しい景観、農地・農業水路・ため池が森林や河川等と一体となって保つ豊かな自然等の地域資源があり、これらを活用した農業生産や人々の営みのなかで、多くの魅力を有する場所である。

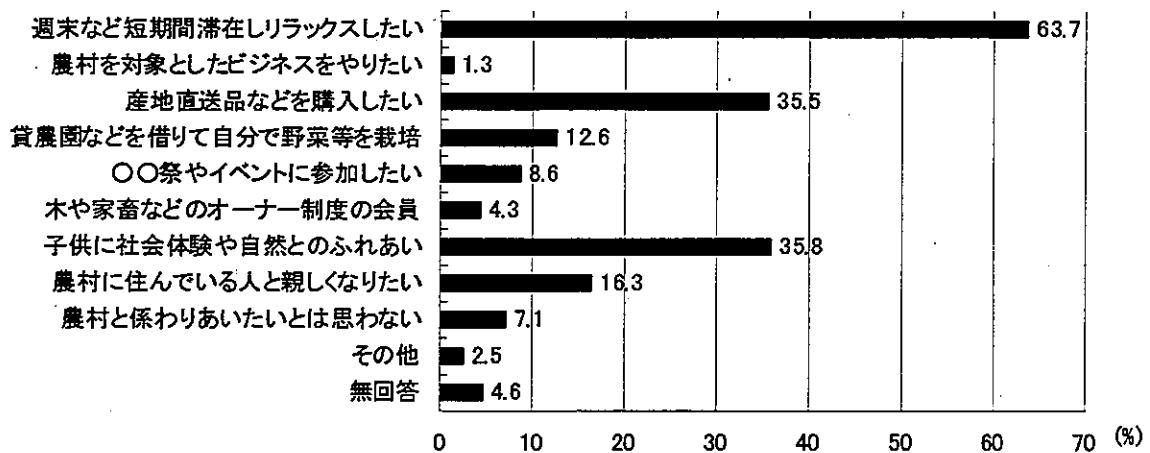
- 農村地域の美しい自然や田園風景を保全しつつ、休養のための空間として、あるいは交流の場、農村生活や農業を体験する場として、農村地域に滞在したいという都市住民のニーズが高まっている。

○ 農村の持つ役割についての意識

食料を生産する場としての役割	74.9%
地域の人が働き、かつ生活する場としての役割	29.7%
水資源を貯え、土砂崩れや洪水などの災害を防止する役割	23.6%
農村での生活や農業体験を通しての野外における教育の場としての役割	18.1%
伝統文化を保存する場としての役割	12.6%
保健休養などのレクリエーションの場としての役割	8.1%

資料：総理府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（平成8年9月）
注：数値は、農村が当該役割を有していると答えた人の割合（複数回答）

○ 大都市住民の農村との係わり方



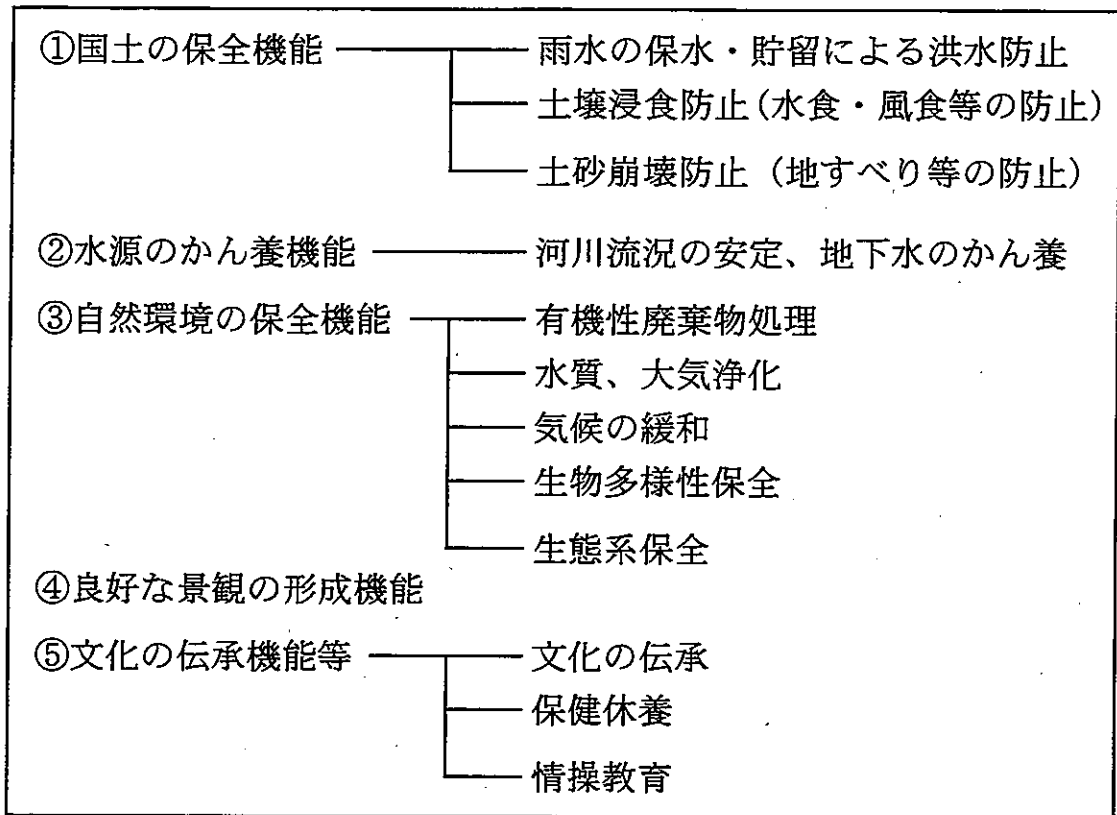
資料：国土庁「大都市住民の農村像に関する調査」（平成7年2月）

イ 農業の有する多面的機能の発揮

- 農業は、食料の安定供給のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有している。

- 国民は、物の豊かさから心の豊かさ、ゆとりやうるおい、安全や安心を重視する価値観を強めており、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流、市民農園における農業体験等を含め、農業の有する多面的機能の十分な発揮に対する期待が高まっている。

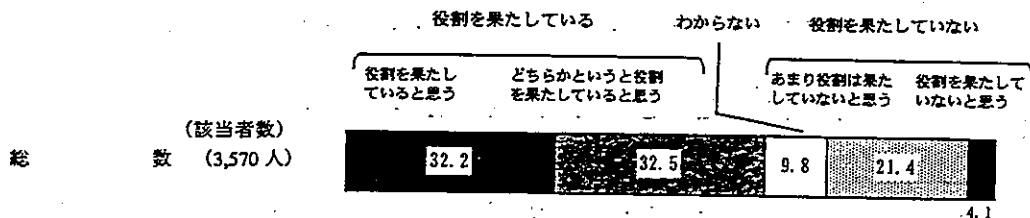
○ 農業の有する多面的機能



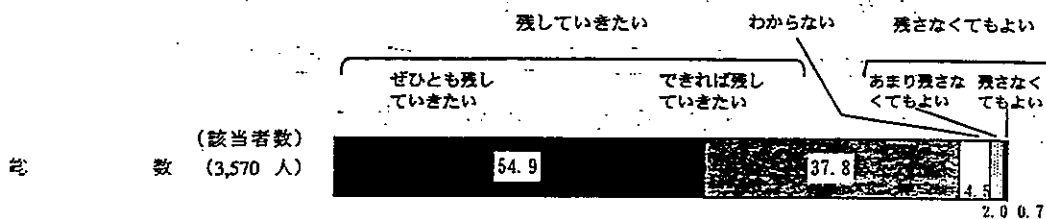
資料：農林水産省作成

○ 農業の有する多面的機能についての意識

・ 農業の食料生産・供給以外の役割



・ 多面的機能を有する農業を今後残すことについて



資料：総理府「農産物貿易に関する世論調査」(平成12年7月)

2 食料・農業・農村基本法

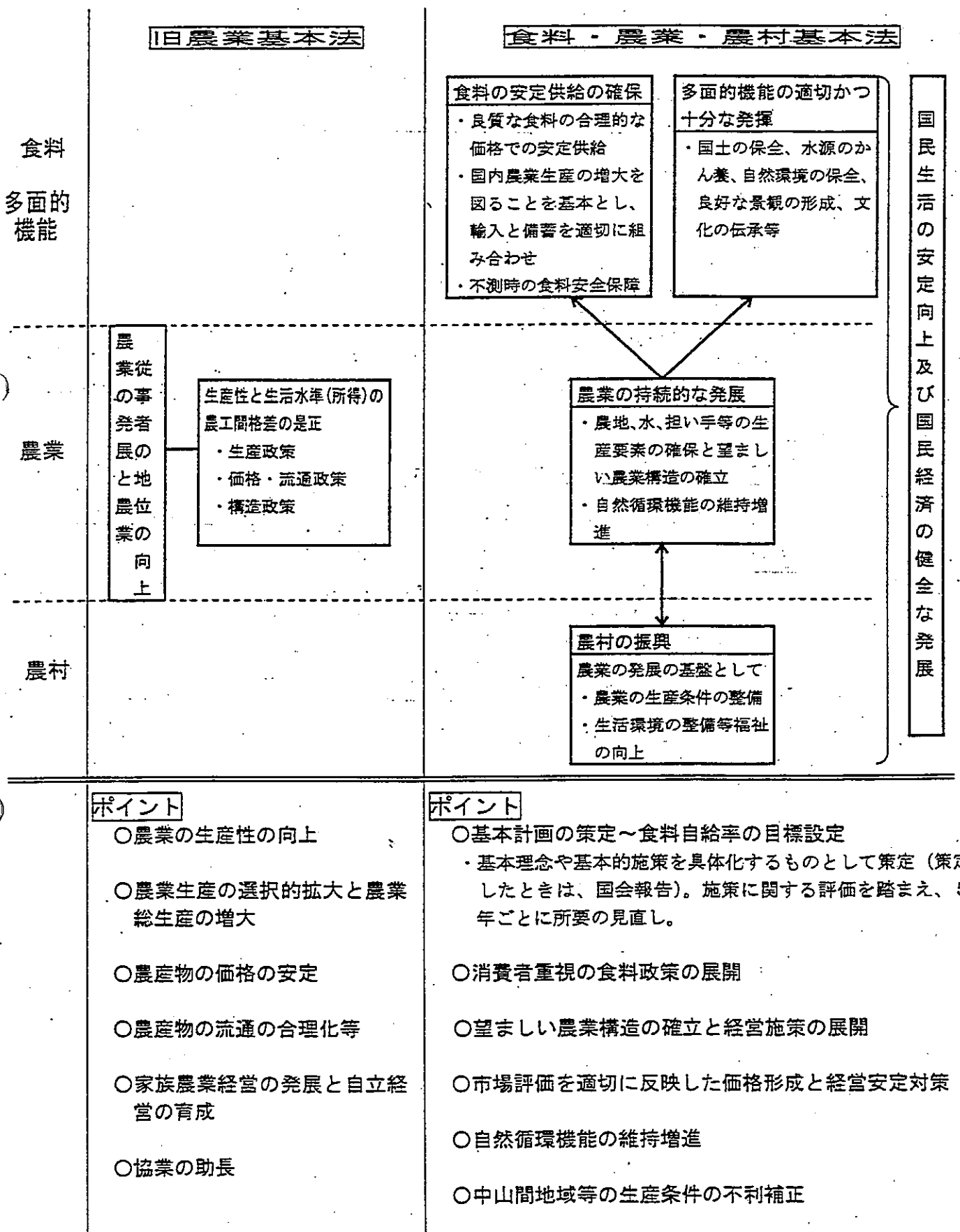
- 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、農業・農村に対する国民の期待に的確に応えるため、平成11年7月、旧農業基本法に代えて、新たに、食料・農業・農村基本法が制定された。

- 旧農業基本法が、「農業の発展と農業従事者の地位の向上」を目指すものであったのに対し、食料・農業・農村基本法は、
 - ① 農業に期待される役割である「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」

 - ② これらの役割を将来にわたり十分果たしていけるようにするための「農業の持続的な発展」と、その基盤となる「農村の振興」を4つの基本理念として掲げている。

- また、新基本法は、これらの基本理念の実現を図るための国及び地方公共団体の責務、農業者、農業団体、食品産業の従事者及び消費者の役割等について規定するとともに、政府が講ずべき施策の基本方向を明確にしている。

○ 食料・農業・農村基本法のポイント（旧農業基本法との比較）



○ 新基本法の4つの基本理念の実現に向けて、同法に示された施策の基本方向を具体化し、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法に基づき、昨年3月、食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。

○ この基本計画は、

- ① 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針
- ② 食料自給率の目標
- ③ 食料・農業・農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

等からなる今後10年程度を見通した計画であるが、今後、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

食料・農業・農村基本計画の構成

1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本方針

食料・農業・農村基本法の基本理念の実現を図るため、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進

2 食料自給率の目標

3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・ 食品の衛生管理及び品質管理の高度化
- ・ 食品の表示の適正化
- ・ 健全な食生活の指針の策定
- ・ 国内生産では需要を満たすことのできない農産物の安定的な輸入の確保
- ・ 不測時における食料安全保障 等

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
- ・ 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開
- ・ 農地の確保及び有効利用
- ・ 人材の育成・確保及び女性・高齢者の活動の促進
- ・ 農業等に関する技術の開発及び普及
- ・ 需給事情及び品質評価を適切に反映した農産物価格の形成と農業経営の安定
- ・ 農業の自然循環機能の維持増進 等

(3) 農村の振興に関する施策

- ・ 農業の振興その他農村の総合的な振興（農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備等）
- ・ 中山間地域等の振興（農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件等に関する不利を補正するための支援を行うこと等）
- ・ 都市と農村の交流の促進、都市及びその周辺の地域における農業の振興 等

4 食料・農業・農村施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項

- ・ 基本計画に従って施策を実施するに当たっては、施策の評価と見直しの実施、財政措置の効率的・重点的な運用、情報の公開、国と地方の役割分担、国際規律との調和等に努力
- ・ 基本計画については、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し

3 農村の振興に関する施策

○ 農業が食料の安定供給の機能及び多面的機能を十分発揮できるようにするためには、農村の振興が図られることが必要である。

○ このため、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、農村の有する豊かな自然環境との調和を保ちつつ、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めること等により、農村が、地域住民にとって、また、都市住民からみても、快適な地域社会となるよう努めることが重要である。

○ このような観点から、

① 農業の振興その他農村の総合的な振興

② 中山間地域等の振興

③ 都市と農村の交流

等の施策を講ずる。

○ 農村の振興に関する施策の主な内容

1 農村の総合的な振興

- ① 農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進
- ② 地域の農業の健全な発展を図り、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進

2 中山間地域等の振興

- ① 中山間地域等において、その地域の特性に応じて、新規作物の導入、地域特産物の生産、販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等を推進
- ② 中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を実施

3 都市と農村の交流等

- ① 国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流、市民農園の整備等を推進
- ② 都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産を振興

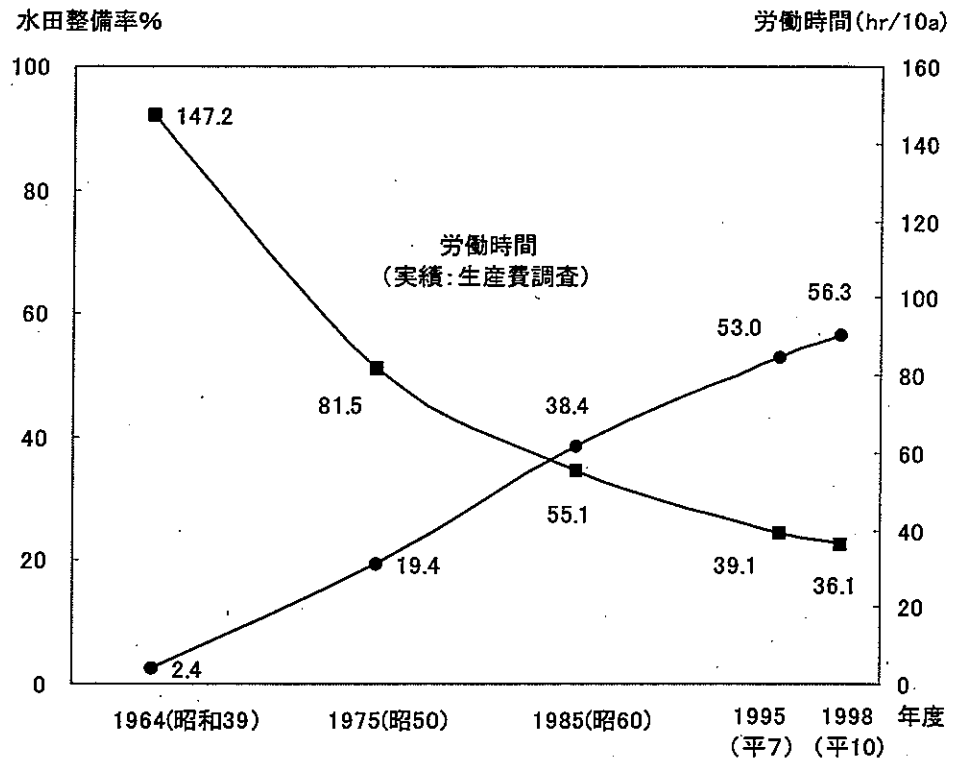
(1) 農村の総合的な振興

- 農村においては、農業生産活動が行われることを通じ、国民の生活に欠くことのできない食料の生産、国土・環境の保全、水源のかん養など、都市住民も含めた国民全体に効果が及ぶ機能が発揮されている。

- しかしながら、多くの農村では、過疎化と高齢化が進行し、活力が低下している。
また、農村地域における基礎的な生活環境施設の整備は、都市と比べて立ち後れている。

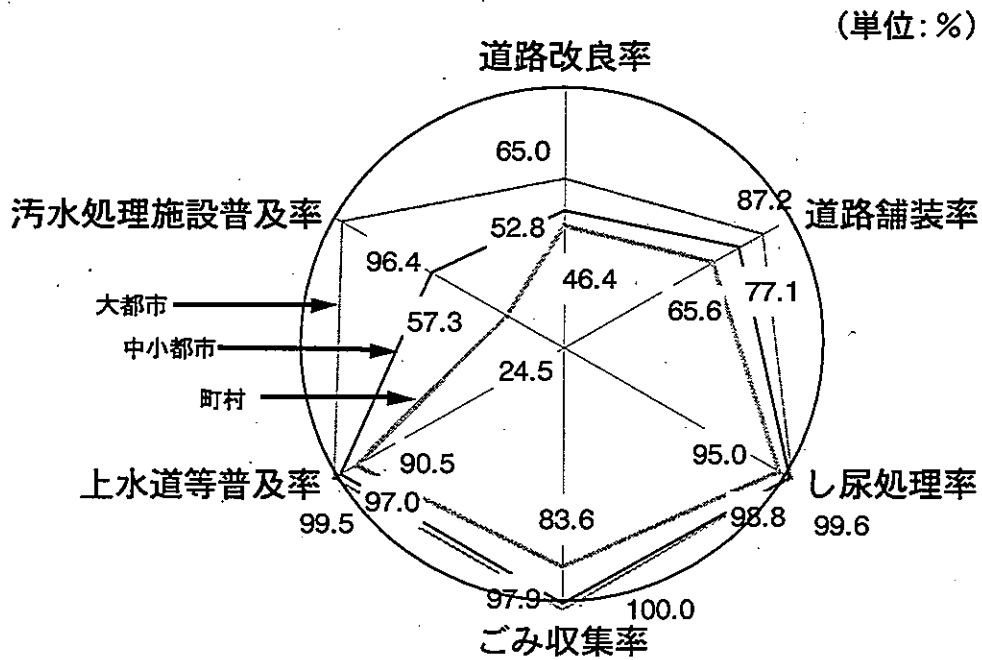
- このような状況を踏まえ、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住み良い農村とするため、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備とを総合的に推進する必要がある。

○ 水田整備率と労働時間



資料：農林水産省調べ

○ 都市と農村の生活環境施設の整備状況



資料：自治省「公共施設状況調（平成11年3月）」

(2) 中山間地域等の振興

- 中山間地域等においては、高付加価値型農業の展開等により地域の基幹産業である農業の振興を推進するとともに、地域資源を活用した産業の振興等を通じた就業機会の確保や定住条件の整備を進めることにより、その振興を図っていくことが重要である。

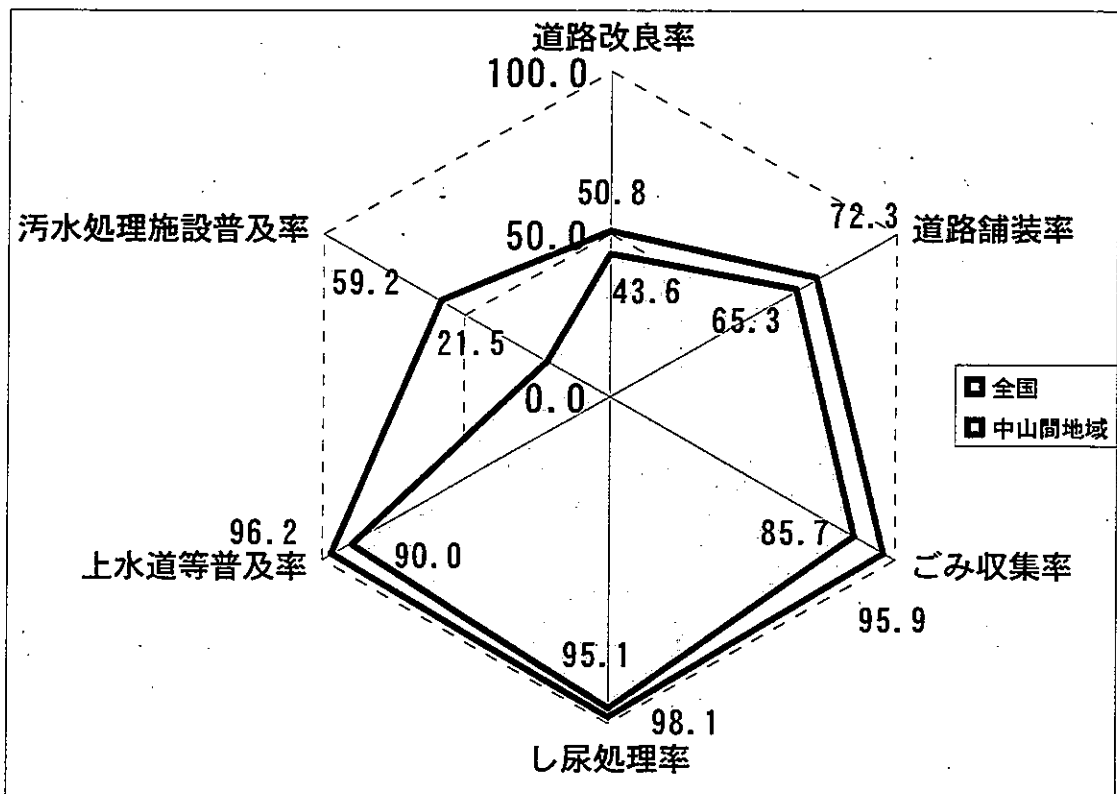
○ 就業機会の確保のための緊急の課題（複数回答）

	市町村数	農林漁業生産の振興・再編	企業の誘致	地場産業の振興	観光・レクリエーション施設の整備
全国	3,255	36.7	19.5	29.7	22.5
都市的地域	670	19.7	13.7	17.2	13.0
平地農業地域	795	35.2	22.8	21.3	16.2
中間農業地域	1,053	42.1	23.6	34.8	26.6
山間農業地域	737	46.0	15.3	43.0	32.2

資料：農林水産省「農業生産・生活環境の現状と活性化と取組み－農業農村環境整備状況調査－」（平成7年9月調査）

注：数値は、就業機会の確保のため、上記の取組が緊急の課題であると回答した市町村の割合（％）を示す。

○ 中山間地域の生活環境施設の整備状況



資料：自治省「公共施設状況調」（平成12年3月末現在）より農林水産省作成

注：中山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標による「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域としている。

- 特に、農業生産の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を本年度から実施しているところである。

○ 中山間地域等直接支払制度の概要

1 対象地域及び対象農用地

①対象地域

特定農山村法等地域振興立法8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

②対象農用地

①の地域内で、急傾斜であるなどの要件を満たす、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域にある1ha以上の一団の農用地

2 対象者

交付金の使用方法等を定めた集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる以下のような農業生産活動等を行う農業者等

	分類	活動区分	具体的に取り組む行為(例)
必須事項	農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	○適正な農業生産活動や農用地の管理を通じた耕作放棄の防止 ○耕作放棄地の復旧や林地化 ○高齢農家・離農者の農地の賃借権設定 等
		水路、農道等の管理活動	○泥上げ、草刈り等 等
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組み	○農用地と一体となった周辺林地の管理 等
		保健休養機能を高める取組み	○景観作物の作付け ○市民農園・体験農園の設置 等
		自然生態系の保全に資する取組み	○魚類・昆虫類の保護 ○土づくりによる化学肥料や農薬使用の減少 等

3 単価(10a当たり)

	田	畑
急傾斜	21,000円	11,500円
緩傾斜等	8,000円	3,500円

*草地及び採草放牧地については、別途単価が決まっている。

4 地方公共団体の役割

国と地方公共団体が共同で、緊密な連携のもとで制度を実施する。

5 実施期間

平成12~16年度(5年間)

(3) 都市と農村の交流

- 都市と農村の交流は、都市住民に対してゆとりと安らぎを提供するのみならず、それを通じて、伝統文化や景観の保全・活用、地域農産物等の販路の拡大、就業機会の創出が図られるなど、農村の活性化にも資するものである。

- また、都市とその周辺部における農地は、生産野菜等の供給基地として重要であるばかりでなく、緑や景観、レクリエーションの場、防災空間を提供するなど、都市生活者の良好な居住環境の保全にも寄与している。

- このため、農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）等を通じた都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等により、国民の健康的でゆとりのある生活に資するとともに、都市及びその周辺における農業について、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ることとしている。

○ 都市住民との交流事業の実施状況

	実農業集 落数	農林漁業の 体験等を介 した交流	産地直送を 介した交流	農山漁村留 学受入れ	伝統芸能・ 工芸を介し た交流	祭り等のイ ベントを介 した交流
合 計	105,820	57,697 54.5%	65,127 61.5%	16,056 15.2%	45,358 42.9%	82,352 77.8%
平地農業地域	40,145	19,226 47.9%	22,498 56.0%	5,640 14.0%	15,668 39.0%	29,571 73.7%
中間農業地域	42,190	25,173 59.7%	28,650 67.9%	6,620 15.7%	19,398 46.0%	34,282 81.3%
山間農業地域	23,485	13,298 56.6%	13,979 59.5%	3,796 16.2%	10,292 43.8%	18,499 78.8%

資料：農林水産省「農林業センサス」（平成12年）

注：下段は、交流事業のある農業集落の割合である（複数回答）。

○ 市民農園の数及び面積の推移

区 分		H5.3	H7.3	H10.3	H12.3
農 園 数	[運営主体]				
	地方公共団体	515	1,017	1,434	1,758
	農業協同組合	167	299	376	453
	個人	9	23	71	108
	計	691	1,339	1,881	2,319
面積（単位：ha）		202.4	363.1	562.5	696.4

資料：農林水産省調べ

注：市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づき開設された市民農園数の合計である。